

# 山口市データ連携基盤等構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、「山口市データ連携基盤等構築業務委託」に係る受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

## 2 業務の内容

(1) プロポーザルの名称

「山口市データ連携基盤等構築業務委託」

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 業務内容

「山口市データ連携基盤等構築業務委託」に係る仕様書のとおり

(4) 提案上限額

20,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 4 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 令和4年9月1日時点において、山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和4年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分59「業務委託(コンピュータサービス)」のコード01「システムの設計・開発」及びコード02「システムの保守・維持・運用管理」の営業種目で登録されていること。

なお、本要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、令和4年8月15日までに山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行う必要がある。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限(令和4年8月3日(水))から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受け

た者を除く。

## 5 スケジュール(予定)

実施要領等の公表	令和4年7月21日(木)
参加意向申出書の受付期間	令和4年7月21日(木)～8月3日(水)
質問の受付期間	令和4年7月21日(木)～7月26日(火)
質問に対する回答期限	令和4年7月29日(金)
提案書等の受付期間	令和4年8月5日(金)～8月17日(水)
プレゼンテーション(予定)	令和4年8月22日(月)
審査結果の通知(予定)	令和4年8月31日(水)

## 6 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

### (1) 提出様式及び部数

参加意向申出書(様式第1号)1部

### (2) 提出期限

令和4年8月3日(水)午後5時15分まで

※ 持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### (3) 提出先

山口市総合政策部スマートシティ推進室

### (4) 提出方法

持参又は郵送(提出期限内必着)

## 7 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

### (1) 質問の提出方法

ア 提出書類

質問書(様式第2号)

イ 提出方法

電子メール(受付期限内必着)

ウ 受付期限

令和4年7月26日(火)午後5時15分まで

エ 提出先

山口市総合政策部スマートシティ推進室

E-mail: [smart@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:smart@city.yamaguchi.lg.jp)

※ 件名は「山口市データ連携基盤等構築業務委託に係る質問書」とすること。

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和4年7月29日(金)までに本市の公式ウェブサイト内で公表する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

## 8 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書提出届(様式第3号)

イ 提案書(任意様式)

ウ 会社概要(任意様式)

※ パンフレット等で可

エ 見積書(任意様式)

※ 山口市長宛てとすること。また、「山口市データ連携基盤等構築業務委託」に係る見積書とは別に、令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)における保守運用費の見積書も作成すること。

※ 見積書には、業務内容及び人件費等の積算内訳を記載すること。

※ 保守運用費については審査に使用するものであり、保守運用契約の締結を保証するものではない。

(2) 提案内容

仕様書及び別紙「山口市データ連携基盤等構築業務委託」提案書評価基準を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。

(3) 書類作成上の留意事項

ア 具体的な内容が把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

ウ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

エ 提案書類一式を上記(1)ア～エの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(4) 提出方法及び部数

持参又は郵送(提出期限内必着)により10部

(5) 提出期限

令和4年8月17日(水)午後5時15分まで

※ 持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

## 9 受託候補者の選定

### (1) 選定方法

提案書等及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「山口市データ連携基盤等構築業務委託における受託候補者特定に係る評価委員会」(以下「評価委員会」という。)において審議し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として選定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低水準(得点総計の6割)に達していないと判断された場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

### (2) 評価基準

別紙「山口市データ連携基盤等構築業務委託」提案書評価基準」に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

### (3) プレゼンテーションの実施

#### ア 実施日時・場所

令和4年8月22日(月) 山口市役所内会議室(山口市亀山町2番1号)

※日時・場所の詳細については、提案者数等により変更する場合もあるため、提案者毎に別途通知する。

#### イ 実施時間

40分以内(提案説明30分以内、質疑応答10分以内)

#### ウ 出席者

3名以内

#### エ その他

- ① プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。
- ② モニター等については、山口市において用意する。なお、モニター等に接続するパソコン等については、提案者が用意すること。  
また、本市では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しない。
- ③ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

### (4) 審査結果の通知

評価委員会の報告を受け、プロポーザル審査委員会において、評価が適正に行われたことを審査及び確認した上で、評価委員会が第一位として決定したものを受託候補者として特定し、提案者すべてに結果通知書により通知するほか、市公式ウェブサイトで公表する。

## 10 契約の締結

「9 受託候補者の選定」で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

## 11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限の各要件に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

## 12 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

## 13 問合せ先

山口市総合政策部スマートシティ推進室

住 所: 〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号:083-934-2728

E - mail: smart@city.yamaguchi.lg.jp